○法務省告示第三百三十二号

宮城県登米市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年七月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、登米市役所又は仙台法務局登米支局に照会すること。

平成二十七年六月十七日

法務大臣　上川　陽子

宮城縣登米郡佐沼町字上舟丁二番地　白石　卯藏

○農林水産省告示第千五百四十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第24342号

2　品種登録の年月日　平成27年6月9日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Gentiana L.

4　登録品種の名称　いわて夢(ゆめ)みつき

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

岩手県

岩手県盛岡市内丸10番1号

7　出願公表の年月日　平成24年11月8日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次の「とおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十七年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・七二八を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・七二八を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において、被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十六年六月二十四日農林水産省告示第八百三十三号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏原谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した柏原谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字中戸

六〇四番一　一号から三号まで

六六二番二　四号から六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱七号と九号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した柏原谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字中戸

六〇七番　七号から九号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十号と十四号で指定した柏原谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字中戸

五七九番一の三　十号から十三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

四三番二　一号から七号まで

四一番二　八号

四〇番　九号及び十号

三九番　十一号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十四号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

七九〇番一　十二号から十四号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から十八号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十八号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

七八九番一及び七八九番二　十五号から十八号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱十九号と二十七号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

九三四番二　十九号から二十二号まで

九三四番三　二十三号

九三三番　二十四号及び二十五号

九三二番一及び九三二番二　二十六号及び二十七号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱二十八号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱二十八号と三十一号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

九二七番　二十八号

九三一番一　二十九号から三十一号まで

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱三十二号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱三十二号と四十七号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

八五六番　三十二号から三十四号まで

八五五番　三十五号から四十二号まで

八四一番一及び八四一番二　四十三号から四十七号まで

ト　次に掲げる土地に存する標柱四十八号から六十八号までを順次結んだ線及び標柱四十八号と六十八号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝

九二六番一　四十八号、四十九号及び五十二号から五十六号まで